

和地ひとみレポート No.251

平成29年第3回東大和市議会定例会・・・様々な議案、補正予算とともに
昨年度の東大和市の財政健全化判断比率なども確定



■昨年度の財政状況は

…9月5日から平成29年第3回市議会定例会が開会されました。9月の定例会の期間中には、昨年度の決算内容を審査する『決算特別委員会』も開会されるため、期間も長く、内容も濃い定例会となっています。…議会の初日の本会議では、様々な議案が審議されました。また、昨年度（平成28年度）の決算の数字が確定したことを受け、昨年度の東大和市の財政の『健全化判断比率』『資金不足比率』『下水道特別会計及び土地地区画整理事業特別会計資金不足比率』の結果が報告されました。昨年度の東大和市のこれらの財政状況は、国の定める健全化比率に対し、“健全”であるという結果でした。しかし、この結果が“健全でない”となることは危機的な状況になるということで、あつてはならないことです。

…また、健全であっても東大和市の平成27年度の経常収支比率*は90.8%。H28年度は92.7%と1.9ポイントも増えています。これは、すなわち、基本的な行政運営に必要な経費は財源の全体の90%を超えているため、基本的なこと以外＝政策的なことに使用できる財源は10%もないという状況。（ちなみに、H27年度の経常収支比率の全国平均は90.0%。東京都内の自治体の平均は88.1%）。昨年度の財政健全化比率の結果は“健全”と判定されたとはいえ、東大和市の財政は「余裕のある」状況ではありません。

*経常収支比率

（人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の比率。低いほど弾力性が高い。すなわち、この比率が低くなるほど、行政を運営する上で基本的にかかる経費が全体に占める割合が低くなるため、政策的な取り組みに使用できる財源が多くあるということを示す）

■災害に関する税制上の軽減措置を常設化

…初日の本会議で提出された条例案には、固定資産税・都市計画税の軽減措置に関する『東大和市税条例の一部を改正する条例』が2件ありました。これは平成29年度税制改正による地方税法等の改正に伴うものです。…その一つが『災害に関する税制上の軽減措置の常設化』。これまでも災害が発生した場合、国は災害ごとに税制上の措置を定めて被災者の救済や支援に対応していましたが、近年、災害が頻発している状況を踏まえ、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、今年度の税制改正で災害に関する税制上の措置が常設化。よって東大和市の市税条例も下記の内容に改正されました。

区分	改正前	改正後
① 被災代替家屋・償却資産の特例	なし (災害時に個別に措置)	災害により滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして、市長が認めるものを取得等した場合、当該家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の最初の4年度分を2分の1に減額する。ただし、適用は東大和市が被災者生活再建支援法の対象区域となった場合に限る。
② 被災住宅用地の特例の拡充 ※災害で住宅が再建されず空き地(更地)の状態であっても、引き続き住宅の敷地とみなす	本則2年	被災市街地復興推進地域について、固定資産税・都市計画税の被災住宅用地の特例の適用を4年度分に拡充。

【H28年度の東大和市の財政健全化比率】

表中の「—」表示は、それぞれの額がないことを表している。

なお「0ゼロ」と表示しないのは、それぞれの比率がマイナス比率(実質収支の黒字等および資金剰余)となるため。

健全化判断比率	東大和市のH28年度の結果	国の定める基準	
		早期健全化基準(≡イエローカード)	財政再生基準(≡レッドカード)
実質赤字比率	—	12.68%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.68%	30.00%
実質公債費比率	▲2.6%	25.00%	35.00%
将来負担比率	—	350.00%	

■保育の受け皿整備促進のために

…もう一つの固定資産税に係る税額の軽減措置は保育の受け皿の整備促進のためのものです。これまでは地方税の特例措置の内容については、国が一律に定めていましたが、地方自治体が自主的に判断し、市町村の条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税特例措置（通称：わがまち特例）」を国は平成24年度に導入。そして、平成29年度税制改正により、「企業主導型保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）」の4つの事業の用に供する保育施設が、このわがまち特例の対象として新たに導入されました。これら4つの保育施設に係るわがまち特例の内容は、固定資産税及び都市計画税の算出基礎になる課税標準を、「固定資産評価額の2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内で、市町村の条例で定める割合を乗じた額とする」というものです。

…東大和市では、平成27年度税制改正により、国が2分の1と法令で決定していた割合をそのまま引き継いで2分の1とすることとしました。

区分	対象資産	特例割合	適用期間
家庭的保育事業 居宅訪問型 保育事業	家屋 償却資産	2分の1 (改正前 2分の1)	毎年度
事業所内保育事業 (利用定員5名以下)			
企業主導型 保育事業※	土地 家屋 償却資産	2分の1	最初の 5年度

※「企業主導型保育事業」は、H29年4月1日からH31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて設置した施設に限る。

…今回のわがまち特例に新たに保育施設が対象とされたことで、各自治体は独自の特例割合を設定しました。地方の自治体などでは『国の示す割合（2分の1）より高い』または、『わがまち特例の割合を地方税法で定める範囲内で最大の減額割合となる』3分の1を導入しているところも見られます。各自治体の課題は違うと思いますが、地方の自治体においては、転入人口の増進を狙う上での子育て施策を拡充するという動きが感じられます。しかし、東大和市や東京都内の固定資産税はその額も大きいことから、特例割合を大きくすることのインパクトは大きく、その他の施策にも影響がでることを考慮して「国の法定割合」を引き継いだ形になったのだと考えます。このようにわがまち特例が導入され、その範囲が広がることでは、自治体の自由度が増す一方、自治体間の競争も増すということにもつながっています。

■補正予算は

…また、本定例会で提出された補正予算の主なものは、平成28年度の決算の数字が確定したことで決算剰余金も確定し、歳入においては繰越金を増額補正し、歳出では決算剰余金等を財源として、財政調整基金*、公共施設等整備基金及び減債基金に積み立てるため、基金積立金（原資分）を増額補正するという内容でした。また、各特別会計の決算も確定したため、それに基づく清算に伴い、特別会計からの繰入金や特別会計への繰出金も補正することになりました。

***財政調整基金**：財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金)

【補正予算額】

歳入歳出補正予算額 16億3,536万4千円の増額
⇒補正後の一般会計の合計は321億2,863万5千円

…また、今年度の国からの**普通交付税**(地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額から算定して国が交付するもの)と**臨時財政対策債の発行可能額**(地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。発行可能額は国が算定。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置される)が確定したことで、当初予算では見込みだった数字が確定数字になることを受けての補正も行われました。

【交付金などの決定による補正】

- ・地方特例交付金…当初予算より▲245万6千円
- ・普通交付税…当初予算より+2億3,821万5千円
- ・臨時財政対策債…当初予算より+6,959万7千円

…そのほか、東京都の『再生可能エネルギー普及促進事業』の補助金1,000万円を利用して、市内の公園や駅前に「自立型ソーラースタンド」のLEDの外灯設置の予算が計上されました。この外灯には、災害時に携帯電話の充電ができる機能も備えているとのこと。また、東京都の『地域環境力活性化事業』の補助金22万5千円も追加。これは、都内の区市町村が実施する地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組の中で、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対し東京都が必要な財政的支援を実施するもの。対象となる事業には省エネ事業(LED電球への交換など)や暑さ対策促進事業、生物多様性保全事業などがありますが、東大和市はアライグマ・ハクビシン防除事業に活用します。これは近年、市内の特にハクビシンの増加に対する取組みとのことです。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

【プロフィール】



1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元氣印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。／「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。／『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在2期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102